（別紙３）

一般管理費に関する調書（例）

１．一般管理費について

　　下記のうちいずれか低い率を一般管理費として適用

　（１）本体事業費の10％

　（２）下記計算式により算出された率

一般管理費率＝（「販売費及び一般管理費」－「販売費」）÷「売上原価」×100

弊社の令和○○年○期決算における「損益計算書の要旨」「販売費及び一般管理費の内訳」下記のとおり

（略）

２．一般管理費率について

　　一般管理費率＝○，○○○÷○○，○○○×１００＝○○．○％

　　○○．○％＞１０．０％のため、一般管理費率は１０．０％とする。

一般管理費に関する調書（別紙３）について

愛知労働局総務部総務課

　　一般管理費を計上する場合は、実施計画書の提出時に別紙３を参考に作成した「一般管理費に関する調書」を提出すること。また、当該調書を提出する際は、財務諸表等積算の根拠となる資料を提出すること。

補足事項

一般管理費は当該事業を行うために必要な経費のうち、当該事業に要した経費として特定が難しいものについて、一定割合で認められる経費をいう。

　具体的には役職員手当や管理部門の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要した経費で当該事業に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費を指す。

また、一般管理費の積算については、以下の計算方法により算出すること。

※一般管理費に関する記載については仕様書６４頁を参照すること。

**一般管理費＝直接経費（人件費＋事業費）×一般管理費率**

となるが、一般管理費率の積算については10％若しくは以下の計算式によって算出されたいずれか低い率とする。（法人形態により計算式は異なる）

①企業における計算式

**一般管理費率＝（「販売費及び一般管理費」－「販売費」）÷「売上原価」×100**

＊損益計算書には「販売費及び一般管理費」、「売上原価」の項目があるため、当該項目を抽出して計算を行う。

ただし、「販売費（販売促進のために使用した経費（例：公告宣伝費、交際費））」については決算書の注記事項などに記載がある場合は、その販売費を採用し、記載がない場合は「販売費及び一般管理費」を「販売費」と区分し、その「販売費」を採用すること。

②公益法人における計算式

**一般管理費率＝「管理費」÷「事業費」×100**

＊公益法人の主要な財源諸表にある正味財産増減計算書の経常経費から、「管理費」「事業費」を抽出して計算を行う。

ただし、「管理費」の内訳として、事業に直接従事する者の給与等、未払消費税額がある場合は除外することとする。

③独立行政法人における計算式

**一般管理費率＝「一般管理費」÷「業務費」×100**

損益計算書の経常経費から、「一般管理費」「業務費」を抽出して計算を行う。

ただし、「一般管理費」の内訳として、事業に直接従事する者の給与等、未払消費税額がある場合は除外することとする。

留意点

・一般管理費は直接経費（人件費+事業費）の10％を上限とすること。

・精算時には特別な理由がある場合を除き、契約締結時に使用した一般管理費率を変更することは認められないこと。